

[検討事項] □議員の資産公開

1. 考え方について

○政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律
(地方公共団体における資産等の公開)

第 7 条 都道府県及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の議会の議員並びに都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）の資産等の公開については、平成 7 年 12 月 31 日までに、条例の定めるところにより、この法律の規定に基づく国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。

○福島市長の資産等の公開に関する条例

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第 7 条の規定に基づき制定、福島市長の資産等の公開に関し必要な事項を定めている。

2. 参考条文、参考事例等

○さいたま市 第 30 条（政治倫理）

議員は、職務に関する倫理を保持し、公正を疑わせるような行為をしてはならない。
2 議員は、毎年、資産等の公開をしなければならない。

○加西市 第 18 条（議員の政治倫理）

議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければなりません。

2 議員の政治倫理については、加西市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例（平成 13 年加西市条例第 29 号）を遵守します。

※加西市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例

第 8 条（資産等に関する報告書の提出）

審査会は、事案の解明のため必要があるときは、議員又は市長等から規則で定めるところにより、資産等に関する報告書の提出を求めることができる。

2 審査会は、前項の規定による資産等に関する報告書の提出があった場合において審査会が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これを広報等で公表する。

○宝塚市 第 23 条（議員の政治倫理）

議員は、宝塚市議会議員の政治倫理に関する条例（平成 14 年条例第 65 号）を規範とし、遵守しなければならない。

※宝塚市議会議員の政治倫理に関する条例

第 13 条（資産等報告書等の保存、提出及び閲覧） ※一部抜粋

議員は、第 9 条から第 11 条までの規定により作成した資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書を、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

○北九州市 第 23 条（議員の資産等の公開）

政治倫理の確立のための議員の資産等の公開については、別に条例で定める。